

2021 北海道最賃情報

2021年8月5日〈No. 5〉

発行：連合北海道最賃対策委員会

北海道最低賃金は28円(目安通り)の引き上げ

北海道地域最低賃金の改定額審議を行っていた北海道地方最低賃金審議会は、8月5日第4回の本審を開催し、引き上げ額を28円とすることで結審した。引き上げにより北海道の最低賃金は889円となり、発効日は10月1日となる見込み。

労働者側は昨年の引き上げ額が0円であったことなどから、大幅な引き上げが必要と主張。28円の中賃目安を参考に、春季生活闘争での時間給の引き上げ状況等を鑑み、目安額以上の引き上げを求めた。引き上げ額については不満が残るものの、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す方針を堅持することや、非正規労働者の処遇改善が求められていることなどが確認されたこととあわせ、10月1日発効のタイムリミットが本日となっていることから賛成とした。

一方、使用者側は、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が回復していない業界に配慮して、引き上げを据え置くべきだと主張した。

審議会では具体的な金額審議を行ってきた専門部会から引き上げ額は28円とする公益委員見解が報告され、使用者側が反対したものの、反対少数であったことから公益委員見解を承認した。

以上

コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援策

厚生労働省は7月30日、「コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援について（雇用調整助成金等による対応）」をプレス発表した。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要となる。

支援対象は業況特例等の対象となる中小企業が事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げることとしている。

詳細は厚生労働省のHPでご確認を。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/r3saichin-kochookin.html>